

「日本の科学技術政策」(2)：長かった基本法成立までの道

1950（昭和25）年から3年ほど続いた朝鮮戦争は日本経済だけでなく、科学技術の動向にも大きな影響を及ぼした。米国から日本に対して再軍備の要請があり、朝鮮特需が起きた。戦後日本が経済的な苦境から速いスピードで立ち直れたのはこのおかげだったと言えよう。科学技術的には、米従軍記者が日本のニコン、キャノンといった日本のカメラの性能を評価したのを契機にカメラ製品の本格的な輸出が始まった。カメラだけでなく時計やミシンなどの精密工業が日本の高い技術の象徴的な存在とみなされるようになった。

この間、51年9月に日本は米国など西側諸国と講和条約に調印、翌52年4月に発効したサンフランシスコ講和条約によって主権国家となった。これにより戦後、厳しく制限されていた航空機や原子力関連の研究が解除されたが、急速に進む欧米先進国の研究水準とは大きく水をかけられてしまっていた。

1949年に発足し経済復興と産業界の育成を担った通商産業省（現在の経済産業省）は、産業界などからの要請もあって兵器生産に力を入れようと動いた。しかし戦争の記憶もまだ強く残り平和への希求が強い日本学術会議を中心として科学者から強い異論と反対の声が高まり、同省は戦前への復帰路線をあきらめ、民需・民生や平和路線へとかじを切ることになった。



现在的日本经济产业省

原子力研究の関係では、54年日本学術会議が「自主」「民主」「公開」という原子力3原則を発表。55年の「原子力基本法」の中にもこの原則が取り入れられた。原子力利用に関しては、慎重な科学者や学界と、積極的に進めようとする産業界の間に意見の相違が見られた。

そうした中56年に発足した科学技術庁はその原子力の平和利用・推進を大きな柱として発足した。中心的な仕事は「原子力開発と利用行政」に特化していた。通産省や文部省、農林省、運輸省などは既にそれぞれの分野の科学技術関連の研究所を持っており、そうした既得権益を手放そうとしなかった。通産省傘下の工業技術院も本体は科学技術庁には移らなかった。移ったのは総理府所属の航空技術研究所と新設の金属材料研究所だけが科学技術庁の所属になった。

科学技術庁は政界や財界の後押しで成立したが、官僚の縦割り意識や“省益”に遮られて科学技術行政を総合的に推進する中心的な役所として機能することができずに時間が過ぎていった。頼りとするべき科学者やその団体である学術会議の中には、同庁が戦時中の技術院の再来ではないかと警戒して積極的に協力する姿勢を見せなかった。同庁は毎年のように、科学技術行政の重要性と科学技術庁の存在を主張し続けたが、なかなか賛同を得られる方向には動かなかった。

このように毎年予算折衝では、国立大学などの科学研究費は文部省を通し、企業の行う科学技術研究開発に関しては通産省が実施するといった“縄張り”が成立、科学技術庁は国策研究開発に限定した形で担うという構造が出来上がった。

こうした環境の中で、米国ソ連などが宇宙開発などの国家プロジェクトを華々しく推進し、世界的なニュースとなり、大々的に報じられた。日本もこの時期になり、戦後復興から立ち上がり、何か強力な科学技術行政を進める組織が必要といった機運が高まった。

1959(昭和34)年には総理大臣の諮問機関の科学技術会議が設置された。首相が議長で、大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官のほか、日本学術会議会長と学識経験者3人の計8人で構成された。

同会議は翌1960(昭和35)年に「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」と題する答申をまとめた。答申は、「到達すべき科学の目標」と「到達すべき技術の目標」を詳述したうえで、「画期的に進行するためには統一的な指針が必要である。このために、科学技術に関する基本理念を明らかにし、総合的、基本的態勢を整備することを目途として、基本法を整備すること」の必要性を説いている。

これを受けて、科学技術会議の総合部会の中に分科会を設置して検討が進められた。同時に、国会の衆院科学技術振興対策特別委員会が基本法試案をまとめ、学術会議も基本法制定に関する勧告を行った。



日本国会

科学技術会議が 1965（昭和 40）年にまとめた「科学技術法案要綱」では、「研究基盤の育成のための長期的計画」「計画研究の促進のための長期的計画」を作成するよう求めるとともに、それらに含まれる施策を計画的に進めるために「科学技術基本計画の策定を政府に義務付ける」との内容となっていた。

このほか、同要綱は、特色として（1）カバーする範囲を自然科学だけでなく、人文・社会科学までを包含し、諸分野の調和のある発展への配慮がなされていること（2）世界平和の確立への寄与を求めていること（3）研究者の自主性の尊重や研究成果の発表の自由なども認めること、といった画期的な内容を盛り込んでいた。

こうした要綱を下敷きに政府内で検討が進められた結果、ようやく 1968（昭和 43）年の通常国会に「科学技術基本法案」が上程された。だが、この政府案の中身は科学技術会議の要綱とはかなり隔たった内容だった。文教関係者からは学問の自由への介入への懸念の声が上がり、人文科学のみに係るものや大学における研究に係るものが対象から外されるなど「換骨奪胎」と言えるような内容になった。

このため国会での議論は、野党や日本学術会議など各方面から反対の声が出て、議論が深まらず、同年暮れには審議未了・廃案となってしまった。

その後、基本法案の廃案は科学界に大きな亀裂を残し、その後基本法案策定の機運は萎んでしまい、長らく放置されることとなった。

科学技術の基本政策のないまま日本の科学技術政策は、関係省庁、大学・大学院、民間企業の研究所などがそれぞれ自分の持ち場で研究を深めることになった。大学・大学院は「学問の自由」の観点から政府や民間企業との連携にあまり積極的ではなかった。それでも、各分野では基礎研究からオリジナルな技術が輩出するなど目覚ましい発展を遂げた。昭和 30 年代（1955～65 年）は高度成長期に向かって若手の技術者が、欧米の技術ではない独自の技術開発に取り組んだ時期であった。

その後、21 世紀にかけて日本は物理、化学などの部門でノーベル賞の受賞者が相次ぐことになるが、それらは昭和 30 年代から 40 年代にかけて発見、育成された研究が礎を成していると言えよう。

江崎博士がのちに[ノーベル物理学賞を受賞する「トンネル・ダイオード」](#)の開発に成功したのは、1956（昭和 31）年に「東京通信工業」（1946 年創業、のちのソニー）に移籍して間もなくのことだったと言われる。同社は戦時中、技術将校だった井深大・盛田昭夫両氏が「戦争には負けたが技術で勝とう」と立ち上げた会社であった。

先端技術の模倣を続け、その後もうまく真似をして自分たちの技術につなげる、といった日本独自の「科学技術文化」は、この時代は例外的に、独自の先端技術を磨き、いくつかの分野で世界の先端を行っていた、と言えるのではあるまいか。

文 滝川 進

翻訳編集 JST 客観日本編集部